② ①の他に、離島等で避難中の住民が孤立化したり、避難住民等が大量となり関係都道府県等の対応能力を超える場合等においては、避難住民等に対し、炊き出し及び飲料水の供給、救援物資等の緊急運送、生活必需品の貸与等（防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第１号）第13条及び第14条）その他生活支援関係の措置を実施する。

③ 上記の他、法令に基づき要請を受けた内容で自衛隊の能力により対処可能なものについては、必要に応じて臨機に対応する。

⑶ 防衛省に属する施設の使用

防衛省に属する土地、建物その他の施設を管理する国有財産部局長は、地方公共団体の長から、避難住民等に対する収容施設の供与その他の救援に活用するため、自らが管理する施設の使用の申請を受けた場合は、速やかに国有財産法（昭和23年法律第73号）その他の関係法令等に基づく所要の手続を経て、使用の適否につき判断を行い、その結果を当該地方公共団体の長に通知する。また、当該使用を早急に実現するため、関係法令等に基づく所要の手続の特例措置（口答処理、事後的処理等）について、あらかじめ関係機関との間で調整を行うものとする。

⑷ 安否情報等の収集

① 実施部隊等の長は、武力攻撃事態等に至ったときに、保有する安否情報を、市町村長が都道府県知事に対して報告する方法に準じて、速やかに地方公共団体の長に提供するなど、地方公共団体の長が行う安否情報の収集等が円滑に実施されるよう協力に努める。その際、個人情報の保護に十分な配慮を行う。

② ①の協力をする場合は、当該実施部隊等の長は、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するとともに、当該住民が住所を有する地方公共団体が判明している場合は、併せて当該地方公共団体の長に対し、安否情報の提供を行うよう努める。

⑸ 赤十字標章等の交付等

実施部隊等の隊員で医療等に係る業務に従事する者に対しては、関連するジュネーヴ諸条約等の規定を実施するため、別途定める基準、手続等により、赤十字標章又は身分証明書を必要に応じ交付し、使用を許可する。

3 武力攻撃災害への対処に関する措置

⑴ 基本的考え方

① 武力攻撃災害への対処については、基本的には、同災害が著しく大規模である場合や、危険物質や放射線に係るためその対処に専門能力を有する人員や特別な装備品・資器材が必要である場合など、国が主体的に対処すべき又は都道府県知事等が自ら対処することが困難な場合に実施する。

② 本対処に当たっては、武力攻撃事態の態様により違いはあるものの、基本的には自衛隊の主任務である武力攻撃の排除措置又は更なる攻撃への警戒活動と並行して実施されることに鑑み、関係機関（関係市町村、関係都道府県、消防機関、警察機関、原子力規制庁、経済産業省、文部科学省等）と密接に連携し、自衛隊の特性や専門能力を活用した人命救助関係や危険物質等への対処関係を中心に、被災地域における所在部隊のほかに、他地域の部隊（ＮＢＣ防護の専門部隊を含む。）の派遣や即応予備自衛官及び予備自衛官の活用等を総合的に考慮して、その的確かつ迅速な実施に努める。

③ 防衛省・自衛隊が管理する施設等につき、武力攻撃を受けた場合の災害の防除・軽減のために必要な措置を講ずる。

⑵ 具体的内容

実施部隊等が行う武力攻撃災害への対処の具体的内容は、被災の状況、関係機関の活動状況、都道府県知事からの要請内容や対策本部長から求められる内容、実施部隊等の人員・装備等の状況、武力攻撃の排除措置への影響等を総合的に勘案して、防衛大臣が決定するが、基本的には次のようになる。

① 被災地及びその周辺において、状況に適した手段（航空機、艦艇、専用車両等）を用いて、被害状況の確認（放射能や危険物質の有無及び種類の特定を含む。）やモニタリング支援（要員・機材を搭載して運航）を実施する。

② 被災地における行方不明者、負傷者、被災者の捜索・救出、負傷者や被災者に対する応急医療の提供など、人命救助関係の措置を実施する。また、この関連で、避難住民等の救援の支援の場合と同じく、対策本部長の求めに応じ又は関係機関の長からの依頼に基づき、救護班や専門家の緊急輸送、傷病者や被災者の搬送、医薬品等の緊急運送を実施する。

③ 災害による被害の拡大を防ぐため、周辺住民の退避の支援や、消火、水防、危険物（不発弾等）の保安・除去等を実施する。

④ 放射性物質、生物剤、化学物質等による汚染・被ばくが確認された場合は、人命救助及び被害の拡大防止のため、関係機関（都道府県警察、消防機関、厚生労働省、文部科学省等）とともに専門能力を活用して、汚染・被ばくした人員や施設等の除染等を、能力的に可能な限り実施する。また、この関連で、関係機関からの依頼に基づき、対処に必要な専門家や機材の緊急輸送を実施する。

⑤ 上記の他、法令に基づき要請を受けた内容で自衛隊の能力により対処可能なものについては、必要に応じて臨機に対応する。

⑶ 武力攻撃原子力災害やＮＢＣ攻撃による災害への対処

① 武力攻撃原子力災害が発生した場合は、関係機関（文部科学省、経済産業省、原子力規制庁、消防機関、警察機関等）と密接に連携し、その応急対策（原子炉の運転停止、放射性物質の除去等）の実施状況を見つつ、再攻撃を警戒するとともに、速やかにＮＢＣ防護の専門部隊を派遣するなど、自衛隊の特性・能力を発揮して、状況に応じ可能な範囲で⑵に掲げた人命救助及び被害の拡大防止に当たる。

その際には、実施部隊等の長は、隊員に対して、防護衣の着用等その安全確保のための措置を十分に講じさせる。

② 弾道ミサイルが着弾した場合や被災状況から放射性物質・生物剤・化学剤等が使用された疑いのある場合においては、都道府県警察や消防機関等と連携して、専門部隊の派遣等により着弾地や被災地等の情報収集・調査を行い、危険物質の有無及び種類を判定する。その上でＮＢＣ攻撃による武力攻撃災害であると認定された場合は、関係機関（厚生労働省、消防機関、警察機関等）と密接に連携し、その活動状況を見つつ、基本的には①と同様に、人命救助及び被害の拡大防止に当たる。

その際には、実施部隊等の長は、隊員に対して、防護衣の着用やワクチンの接種等その安全確保のための措置を十分に講じさせる。

⑷ 生活関連等施設の安全確保

① 防衛大臣は、国民保護法第102条第４項の規定に基づき、他の指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長から、その管理に係る生活関連等施設の安全確保のための支援を求められ、又は地方公共団体の長からの同旨の求めを第３章第１節に定める手続に準じた手続を経て伝達された場合は、所要の部隊等に支援（指導・助言、連絡体制の強化、資器材の提供、隊員の派遣等）を実施させるよう努める。生活関連等施設の管理者からの同旨の求めを、当該施設を所管する関係機関の長を通じて受領した場合も、同様とする。